定款

令和２年１月１日現在

株式会社グッドスピード

株式会社グッドスピード定款

第 1 章　総　則

（商号）

第１条 当会社は、株式会社グッドスピードと称し、英文では、
GOOD SPEED CO., LTD. と表示する。

（目的）

第２条 当会社は、次の各号に記載する業務を営むことを目的とする。

１．新車・中古車、自動車部品及び付属品、その他物品の販売、買取及び輸出入
２．自動車の点検、修理及び整備
３．自動車のリース、レンタル及びその仲介
４．損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業務 及び締結の媒介に関する業務
５．広告代理業
６．飲食業
７．上記各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条 当会社は、本店を名古屋市東区に置く。

（機関）

第４条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会
２．監査等委員会
３．会計監査人

（公告方法）

第５条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第６条 当会社の発行可能株式総数は、7,200,000 株とする。

（自己の株式の取得）

第７条 当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

２．会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

４．次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

２ 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

（株式取扱規程）

第 12 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

（株主総会の招集）

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年９月 30 日とする。

（招集権者及び議長）

第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２ 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議方法）

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２ 会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２ 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 19 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

（員数）

第 20 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名以内とする。

２　当会社の監査等委員である取締役は５名以内とする。

（選任方法）

第 21 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（任期）

第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

３　任期満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期満了の時までとする。

４　任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期満了の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２ 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２ 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第 27 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 31 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第１項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２ 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第１項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第 32 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定する。

（監査等委員会の招集通知）

第 33 条 監査等委員会の招集通知は､会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。

２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第 34 条 監査等委員会の決議は議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査等委員会規程）

第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　会計監査人

（選任方法）

第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（会計監査人の報酬等）

第 39 条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。

第７章 計　算

（事業年度）

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月１日から翌年９月 30 日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第 41 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。

３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 42 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。

（配当の除斥期間）

第 43 条 剰余金の配当が、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

上記は当会社の現行定款に相違ありません。

令和２年１月１日

名古屋市東区泉２丁目 28 番 23 号

株式会社グッドスピード

代表取締役　加藤久統